

令和２年度 新潟県立三条商業高等学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針を踏まえ、本校においては、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるもの」、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」との認識のもと、家庭、地域、その他の関係者の皆様と連携し、生徒の「いじめをしない、見逃さない、許さない」意識を醸成するなどして、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

１ 基本姿勢

校長のマネジメントのもと、いじめ対策推進教員を中心に生徒等の訴えをすくい上げ、いじめ防止対策委員会が、組織的かつ早期にいじめを認知し、全教職員の共通認識のもと対応します。

２ 未然防止

(1) 人権教育、道徳教育、体験活動の充実

生徒の人権意識の向上、豊かな情操と道徳心の涵養、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うための指導や学習活動を行います。

(2) 自治的能力や自主的な態度の育成

生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論するための行事や活動を行います。

(3) 社会性、コミュニケーション能力の育成

他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度や互いを認め合う人間関係・学校風土をつくるための行事や活動を行います。

(4) 保護者や地域との連携

保護者や地域住民に対して、本校の取組を情報発信し、いじめ防止のための啓発活動を行います。

(5) 教職員の共通認識

- ・法に規定するいじめを全教職員が共通認識し、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った生徒及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、事例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を行います。
- ・特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

3 早期発見

(1) 積極的な認知

日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努めます。

(2) 相談しやすい体制の充実

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、生徒、保護者がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(3) 家庭、地域との連携

生徒の些細な変化を見逃さないよう、日頃から家庭や地域との連携を図り、連絡体制を整えます。

(4) その他

いじめ防止対策委員会への相談や教育委員会が整備する通報システム等の活用を周知し、生徒が傍観者にならず、いじめを止めさせるための行動をとることなどを指導します。

4 いじめへの対処 ※別紙マニュアルによる

- ・いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通します。
- ・いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導します。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の

下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明します。

- ・ 県いじめ防止基本方針等に基づき、いじめの解消を判断するとともに、解消後も必要な見守り等を実施します。

5 関係機関等との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、学校警察連絡協議会や「深めよう絆にいがた県民会議」、民間団体等との連携を推進します。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対策

県教育委員会作成プログラムの積極的な活用を進め、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止します。

生徒及び保護者に対し、授業やPTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行います。

7 重大事態（法28条）への対応 ※別紙フロー図参照

国のガイドライン、県教育委員会の基本方針及び指導に基づき、被害者に寄り添った丁寧な対応を粘り強く行います。

8 その他（家庭、地域との組織的な連携・協働等）

- ・ より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を進めます。
- ・ 本校のいじめ防止の取組について、ホームページでの公開や学校評議員会などにおける情報提供などにより、積極的な情報発信に努めます。
- ・ 学校自己評価において、本校のいじめ防止等の取組を適切に評価するとともに、PDCAサイクルによる改善を徹底します。

◆三条商業高等学校いじめ防止対策委員会

(委員) 校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、ＳＣ、県警スクールサポーター、ＰＴＡ役員、その他関係教職員

※必要に応じ、ＳＳＷ、県及び市町村担当部局職員等を委員とします。

(会議) 月１回以上の会議を開催

(役割) ※別紙マニュアルによる

- ・未然防止のための取組の全体計画の作成（生徒への指導、教員研修等）
- ・早期発見及び事案対処
- ・その他、いじめ防止に関する校内調整及び外部連携

◆三条商業高等学校いじめ対策推進教員の役割

- ・「組織」としての対応力を向上させるため、本校いじめ防止対策委員会の中心となるとともに校内いじめ案件の情報集約担当として活動します。
- ・教員のいじめに対する意識を高め、認知漏れや対応の不備を防ぐため、県教委主催の研修に参加し、その内容をもとに校内研修を行ないます。
- ・管理職の責任のもと、いじめ対策推進教員は本校全教職員の共通理解により、次の(1)～(3)に取り組みます。

(1) 未然防止

- 「いじめ防止生徒集会」等の生徒による企画、運営の支援
- 「いじめ防止講演会」「ＳＮＳ研修会」等の企画、運営 など

(2) 早期発見

- 目的に応じて内容や実施方法を検討しながら、アンケート調査を実施
- 本校及び教育委員会の「相談窓口」の周知 など

(3) 事案対処

- ① いじめの訴え（疑いも含む）や相談を受けた教職員からいじめ対策推進教員が報告を受けます。
- ② いじめ対策推進教員は、いじめの訴えについて迅速に管理職に報告し、事案対応への１次判断に関わります。
- ③ いじめ対策推進教員は、いじめ防止対策委員会会議の中心となります。
- ④ いじめ対策組織での決定事項(被害生徒からの聞き取り、保護者への連絡等)を周知徹底する際の中心となります。